

派遣労働者に適用される最低賃金

みんなチェック！ 最低賃金。

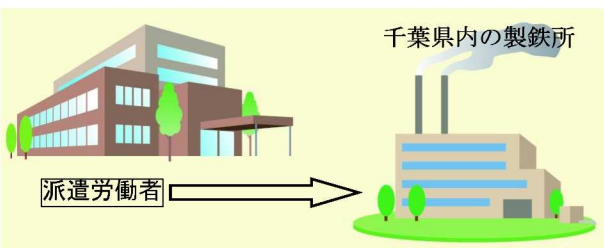
派遣労働者には、派遣先に適用されている最低賃金〔地域別又は特定（産業別）〕が適用されることから、派遣元事業主は、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。また、派遣元事業主は、適用される最低賃金を派遣労働者に周知する義務があります。

派遣元
(千葉県)

千葉県最低賃金
(1,076円) 適用

派遣先
(千葉県)

千葉県鉄鋼業最低賃金
(1,147円) 適用



千葉県内の製鉄所

派遣労働者 →

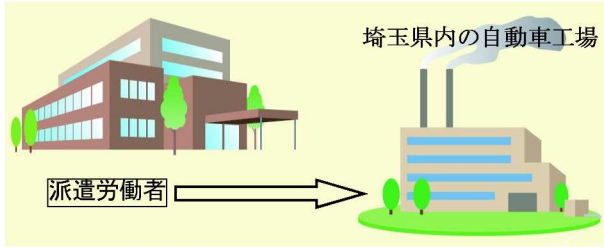
同一県内であっても、派遣先の鉄鋼業最低賃金(1,147円)が適用されます(金額はすべて時間額)。

派遣元
(千葉県)

千葉県最低賃金
(1,076円) 適用

派遣先
(埼玉県)

埼玉県輸送用機械器具製造業
最低賃金 (1,102円) 適用



埼玉県内の自動車工場

派遣労働者 →

派遣先の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金(1,102円)が適用されます(金額はすべて時間額)。

- **地域別最低賃金**は、セーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- **特定（産業別）最低賃金**は、都道府県ごとに定められた産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。なお、18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されず、地域別最低賃金が適用されますので、詳細は、派遣先の所轄労働局担当部署又は労働基準監督署へお問い合わせください。

千葉県の最低賃金は下表のとおりです。

最低賃金の名称		時間額 (円)	効力発生日
千葉県最低賃金		1,076	令和6.10.1
特定（産業別）最低賃金	鉄鋼業	1,147	令和6.12.25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (令和6年10月1日から同年12月24日までの間は千葉県最低賃金が適用)	1,105 (1,076)	令和6.12.25 (令和6.10.1)
	調味料製造業	千葉県最低賃金1,076円が適用されます。	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業		
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業		
	各種商品小売業		
自動車（新車）小売業			

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

千葉労働局

検索

近隣都県の最低賃金一覧

◎東京都

最低賃金の名称		時間額（円）	効力発生日
東京都最低賃金		1,163	令和6.10.1
特定 最低賃金 (産業別)	鉄鋼業	東京都最低賃金1,163円が適用されます。	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業		
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業		
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業		

お問い合わせは 03(3512)1614 東京労働局労働基準部賃金課まで

◎神奈川県

神奈川県最低賃金		時間額（円）	効力発生日
神奈川県最低賃金		1,162	令和6.10.1
特定 最低賃金 (産業別)	塗料製造業	神奈川県最低賃金1,162円が適用されます。	
	鉄鋼業		
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業		
	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業		
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
	輸送用機械器具製造業		
	自動車小売業		

お問い合わせは 045(211)7354 神奈川労働局労働基準部賃金室まで

◎埼玉県

埼玉県最低賃金		時間額（円）	効力発生日
埼玉県最低賃金		1,078	令和6.10.1
特定 最低賃金 (産業別)	非鉄金属製造業	1,098	令和6.12.1
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和6.12.1
	輸送用機械器具製造業	1,102	令和6.12.1
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,114	令和6.12.1
	自動車小売業	1,089	令和6.12.1
	各種商品小売業	埼玉県最低賃金1,078円が適用されます。	

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

◎茨城県

茨城県最低賃金		時間額（円）	効力発生日
茨城県最低賃金		1,005	令和6.10.1
特定 最低賃金 (産業別)	鉄鋼業	1,098	令和6.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,055	令和6.12.31
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,052	令和6.12.31
	各種商品小売業	茨城県最低賃金1,005円が適用されます。	

お問い合わせは 029(224)6216 茨城労働局労働基準部賃金室まで